

# コミュニティサイトに起因する児童被害防止 のための官民連携の在り方

平成 28 年度総合セキュリティ対策会議 報告書

総合セキュリティ対策会議

## はじめに

近年めざましい発展を遂げている情報通信ネットワーク、とりわけインターネットは、私たちの生活の利便性を向上させるにとどまらず、社会・経済活動の根幹を支える重大なシステムとして機能するに至っている。その一方で、サイバー犯罪の増加、インターネット上の違法・有害情報の氾濫、コンピュータ・ウィルスの蔓延が社会問題となるとともに、サイバー空間の脅威に対する国民の不安感も急速に高まっており、効果的な対策を官民が連携して検討・実施する必要性が高まっている。

「総合セキュリティ対策会議」は、官民連携したサイバー犯罪捜査及び被害防止対策によりサイバー空間の安全安心を確保することを目的に、サイバー空間の脅威への対処に関する産業界等と警察との連携の在り方について有識者等による検討を行うため、平成 13 年度に設置された生活安全局長主催の私的懇談会である。当会議においては、サイバーセキュリティに関する有識者にとどまらず、電気通信事業、コンテンツ事業、コンピュータ製造・販売業、ソフトウェア産業等の各種事業に関する知見を有する方々、さらに、法曹界、教育界、防犯団体の方々という広い分野の有識者により、幅広い意見交換が活発に行われており、平成 13 年度以降、毎年度、様々な内容の報告書を取りまとめてきた。そして、こうした意見交換の結果は、例えば、平成 18 年 6 月のインターネット・ホットラインセンターの運営開始、平成 20 年 5 月のファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会の発足、平成 21 年 6 月の児童ポルノ流通防止協議会の発足、平成 24 年の不正アクセス禁止法の改正、平成 26 年の一般財団法人日本サイバー犯罪対策センターの創設等の取組に結び付いている。

平成 28 年度は、「コミュニティサイトに起因する児童被害防止のための官民連携の在り方」をテーマに選定し、コミュニティサイトに起因する児童被害の経緯と現状、警察やコミュニティサイト事業者等各主体による取組及び児童被害防止のための課題を整理・共有し、今後の方向性について検討を行った。

各委員には、それぞれが属する企業・組織における知見を背景としつつも、中立的な立場で、関係者が講じるべき具体的な取組等について議論を行っていただいた。本報告書は、これらの議論の結果を取りまとめたものであり、今後のサイバーセキュリティの向上及び安全安心なインターネット社会の発展の一助となれば幸いである。

平成 29 年 4 月

総合セキュリティ対策会議委員長

前田雅英

## これまでの総合セキュリティ対策会議の議題

平成 13 年度	情報セキュリティ対策における連携の推進
平成 14 年度	情報セキュリティに関する脅威の実態把握・分析
平成 15 年度	官民における情報セキュリティ関連情報の共有の在り方
平成 16 年度	インターネットの一般利用者の保護及び知的財産権侵害に関する官民の連携の在り方
平成 17 年度	インターネット上の違法・有害情報への対応における官民の連携の在り方
平成 18 年度	インターネット・ホットラインセンターの運営の在り方及びインターネットカフェ等における匿名性その他の問題と対策
平成 19 年度	Winny 等ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害とその対応策
平成 20 年度	インターネット上での児童ポルノの流通に関する問題とその対策
平成 21 年度	インターネット・オークションにおける盗品の流通防止対策
平成 22 年度	安全・安心で責任あるサイバー市民社会の実現に向けた対策
平成 23 年度	サイバー犯罪捜査における事後追跡可能性の確保
平成 24 年度	・官民が連携した違法・有害情報対策の更なる推進 ・サイバー犯罪捜査の課題と対策
平成 25 年度	サイバー空間の脅威に対処するための産学官連携の在り方～日本版 NCFTA の創設に向けて～
平成 26 年度	官民連携を通じたサイバー犯罪に対処するための人材育成
平成 27 年度	サイバー犯罪捜査及び被害防止対策における官民連携の更なる推進

# 本 編

## 目 次

コミュニティサイトに起因する児童被害防止のための官民連携の推進について……	1
第1章 コミュニティサイトに起因する児童被害の経緯と現状……	3
第2章 これまでの各主体による取組……	4
1. 警察による取組……	4
(1) 検挙・補導 ……	4
(2) 事業者との連携……	4
2. コミュニティサイト事業者による取組……	5
(1) 児童被害の温床となったサイトの変遷……	5
(2) コミュニティサイト事業者による取組の成果……	6
3. サイバー防犯ボランティアによる取組……	7
第3章 児童被害防止のための課題……	9
1. 官民連携の推進……	9
2. コミュニティサイト事業者間連携の推進……	9
(1) 児童被害防止対策への取組に関する事業者間格差……	9
(2) サービスの態様に応じた対策の在り方……	9
第4章 今後の方向性……	10
1. 事業者間連携体制の確立……	10
(1) コミュニティサイト事業者による主体的な取組の推進……	10
(2) 携帯電話事業者が保有する利用者の年齢情報等の活用……	12
2. サイバー防犯ボランティアの活性化……	12
3. 不適切な書き込みを行う者に対する対策の推進……	13
(1) サイバー防犯ボランティアを活用した事業者への通報の推進……	13
(2) コミュニティサイト事業者によるサイト内環境の浄化の推進……	14
おわりに ……	15
平成28年度総合セキュリティ対策会議委員名簿……	16
平成28年度総合セキュリティ対策会議の開催状況……	17

## コミュニティサイトに起因する児童被害防止のための官民連携の推進について

スマートフォン等のインターネット接続機器や、アプリ等の多様なサービスの利用が急速に児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）に普及する中で、コミュニティサイトに起因して児童が犯罪被害に遭うケースが増加している。平成27年中のコミュニティサイトに起因する事犯に係る被害児童数は1,652人、平成28年上半期中は889人となり、警察庁で統計を取り始めた平成20年以降、いずれも最多となった。

インターネットは、市民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、サイバー空間は日常生活の一部となっている。これは児童にとっても同様であり、いまやスマートフォンを持つ小学生も増えてきている。インターネットをめぐる技術は日進月歩で進化を続けており、児童がこれを積極的に利用し、自己実現につなげていく可能性は伸ばしていかなければならない。児童が成長に応じて活動範囲を広げていく中で、インターネットを活用して多様な人々とのコミュニケーションを求めるようになっていくことは必要なことである。

一方で、児童は、大人と比べて判断能力を含めてあらゆる点で未成熟な存在である。コミュニティサイトは、コミュニケーションの経験に乏しい児童にとっては思いがけない結果を引き起こす面があり、これを安全に利用するためには、大人によるサポートや機能制限が必要不可欠である。コミュニティサイト事業者は、自社が提供するサービスを児童も利用していることを十分に理解した上で、次世代の健全な利用者を育む観点からも、専ら大人を対象としているサービスとは異なる特別の配慮が必要であることを認識すべきであり、児童被害が多発しているサイトの事業者は、その防止を図る社会的責任と、どの様な被害防止策をとっているかについて説明責任を負っていると言える。

コミュニティサイトに起因する児童の犯罪被害に対しては、これまでも、警察において福祉犯（少年の心身に有害な影響を及ぼし、健全な育成を著しく阻害する犯罪）の取締りやサイバー補導を推進しているほか、関係省庁が連携して、フィルタリングの普及、ミニメールの内容確認、ゾーニングの導入を支援するなどしてきた。コミュニティサイト事業者としても、それぞれに対策を講じてきており、児童被害を発生させてはならないという高い意識を持ち精力的に被害防止に努めている事業者もあり、また、サイバー防犯ボランティアの活動も活発化してきている。しかしながら、インターネットをめぐる技術の高度化、海外事業者によるものを含めたサービスの多様化には追いついておらず、全体としては犯罪被害の防止には至っていない。

児童被害を防止するためには、援助交際を誘引するなどの無数の不適切な書き込みが児童の目に晒されている現状を打開し、児童一人一人が、安全かつ効果的にインターネットを活用することができる環境を整備することが求められている。今後も新たな技術、サービスが次々に生み出されることが予想される中で、コミュニティサイトを含むインターネットでのサービスを、次世代を担う児童の心身に有害な影響を与えることなく、健やかな成長に資する魅力あるものとするためには、官民がより一層連携を推進していく必要がある。

そこで、平成 28 年度総合セキュリティ対策会議では、「コミュニティサイトに起因する児童被害防止のための官民連携の在り方」をテーマとして議論を行った。本報告書は、コミュニティサイトに起因する児童被害防止対策に係る官民双方の現状と課題を整理し、今後の方向性について、議論の結果を取りまとめたものである。

## 第1章 コミュニティサイトに起因する児童被害の経緯と現状

コミュニティサイトとは、ウェブサイト内で多数人とコミュニケーションがとれるウェブサイトのうち、出会い系サイトを除いたものの総称であり、そのサービスの態様は多種多様である。コミュニティサイトに起因する事犯に係る被害児童数について、警察庁で統計を取り始めた平成20年の被害児童数は792人であり、出会い系サイトに起因する事犯に係る被害児童数とほぼ同水準であった。

出会い系サイトについては、平成15年にインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律を制定し、児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止するなどし、被害児童数は減少した。その後、平成18年に被害児童数が再び増加に転じたことから、平成20年に同法を改正し、都道府県公安委員会への届出制を導入するなどの出会い系サイト事業者に対する規制の強化を行うとともに、児童による出会い系サイトの利用を防止するための民間活動の促進に関する措置を講じた結果、被害児童数は大幅に減少して現在に至っている。

一方で、コミュニティサイトに係る被害児童数は、平成20年以降ほぼ一貫して増加傾向を示しており、平成27年中は1,652人、平成28年上半期中は889人といずれも過去最多となり、極めて憂慮すべき状況にある。

図1 コミュニティサイト及び出会い系サイトに起因する事犯の被害児童数の推移（平成19年～28年上半期、警察庁）

(人)



※ コミュニティサイトの統計は平成20年から取り始めた

## 第2章 これまでの各主体による取組

### 1. 警察による取組

#### (1) 検挙・補導

コミュニティサイトに起因する事犯を罪種別に見ると、青少年保護育成条例違反（不純な性交等の禁止等）に係る被害児童が最も多く、次いで児童ポルノ、児童買春の順となっており、コミュニティサイトを介して児童が性的搾取の対象とされている状況にあることが分かる。また、年齢別に見ると、16歳～17歳が半数を占めるが、13歳以下の児童も多く被害に遭っており、コミュニティサイト利用者層の低年齢化が伺える。警察では、こうした福祉犯を積極的に取り締まっているほか、福祉犯被害から児童を保護するため、援助交際を求めるなどの不適切な書き込みを行った児童をサイバーパトロールにより発見し、当該児童に接触して注意・指導を行うサイバー補導を推進している。

図2 コミュニティサイトに起因する事犯の罪種別・年齢別の被害児童数及び割合（平成28年上半期、警察庁）



#### (2) 事業者との連携

コミュニティサイト事業者と連携し、児童被害の防止に向けた対策として、提供しているサービスの態様等に応じて、ミニメールの内容確認の強化や実効性あるゾーニングの導入を推進している。また、関係省庁、関係団体と連携してフィルタリングの普及促進にも取り組んでおり、平成23年2月には、犯罪対策閣僚会議の下に設置された「犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議」において、フィルタリングの普及に加え、ゾーニングの自主的導入の支援及び自主的なミニメール内容確認の支援の3つを柱とする「コミュニティサイトの利用に起因する犯罪から子どもを守るための緊急対策」を策定・推進した。

## 2. コミュニティサイト事業者による取組

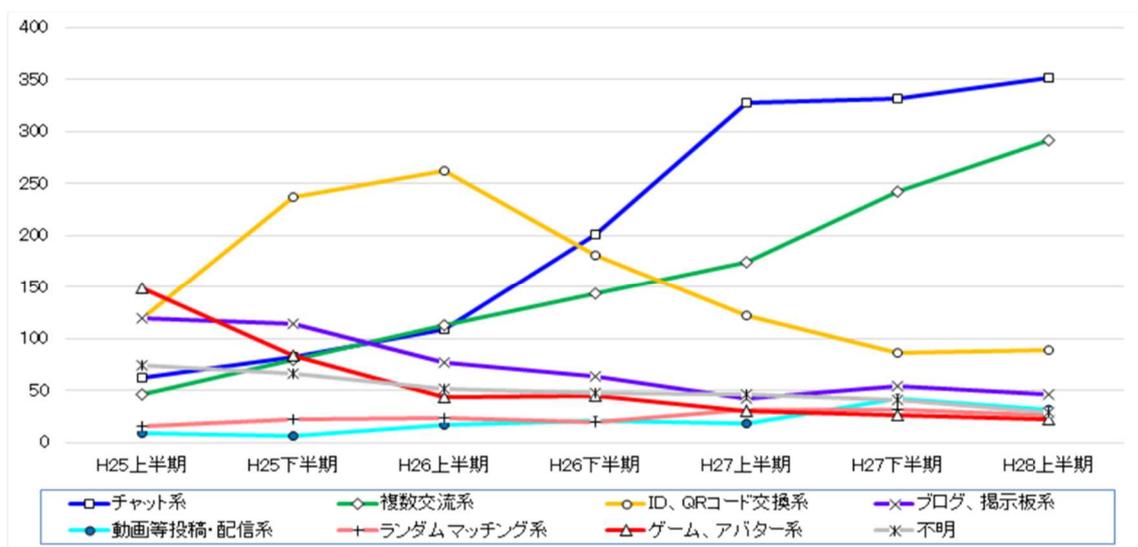
### (1) 児童被害の温床となったサイトの変遷

コミュニティサイトに起因する事犯に係る被害児童数は、ディー・エヌ・エー、グリー等、大手の事業者が提供するSNSの利用者の増加等を背景に、出会い系サイトによる被害児童数と入れ替わるように平成22年にかけて急増した。

その後、ディー・エヌ・エー、グリーを始めとする事業者が、ミニメールの内容確認やゾーニングの導入に積極的に取り組んだことなどにより、平成23年から24年にかけて被害児童数の増加に一時的に歯止めがかかった。しかしながら、平成25年から26年にかけて、LINEの普及等を背景にしてLINE等のID等を交換することにより交流する（ID、QRコード交換系）サイトによる被害が急増した。LINEによる対策が行われたものの、平成26年から27年にかけては、新しいアプリが次々に登場する面識のない利用者同士がチャットにより交流する（チャット系）サイトによる被害が急増するなど、被害が多発しているサイトの傾向が目まぐるしく変化してきている。

平成27年中、平成28年上半期中は、広く情報発信や同時に複数の友人等と交流する際に利用される（複数交流系）サイトであるTwitterによる被害児童数が最も多くなっており、全体の被害児童数は増加傾向が続いている。

図3 主なコミュニティサイト種別の被害児童数の推移  
(平成25年～28年上半期、警察庁)



チャット系：面識のない利用者同士がチャットにより交流するサイト  
 複数交流系：広く情報発信や同時に複数の友人等と交流する際に利用されるサイト  
 ID、QRコード交換系：LINE、カカオトーク、スカイプ等のID等を交換することにより交流するサイト  
 ブログ、掲示板系：趣味やカテゴリー別のコメント、日記等を掲載し、それを閲覧した利用者で交流するサイト  
 動画等投稿・配信系：動画や画像、音声等を投稿、配信し、それを閲覧した利用者で交流するサイト  
 ランダムマッチング系：ランダムに他の利用者で結び付き、その利用者で交流するサイト  
 ゲーム、アバター系：主にゲーム等のキャラクターやアバターとして他の利用者で交流するサイト  
 不明：サイトやアプリを特定するに至らなかったもの

## (2) コミュニティサイト事業者による取組の成果

我が国における大手のコミュニティサイト事業者であるディー・エヌ・エー、グリーでは、サービス利用者の増加に伴い、多くの児童被害が発生したことを受け、ミニメールの内容確認の強化や携帯電話事業者が保有する利用者の年齢情報を活用したゾーニングに主体的に取り組んだことなどにより、被害児童数の大幅な減少に成功した。また、大人から小学生に至るまでコミュニケーションツールとして急速に社会に普及したLINEでは、年齢情報を活用したゾーニングの導入により、被害児童数の増加を食い止めることに成功した。これらの例に鑑みれば、ミニメール・投稿の内容確認やゾーニングは、コミュニティサイト内から悪意ある大人を排除し、児童被害を防止するために有効な対策であると認められる。3社が取り組んだ具体的な児童被害防止対策は、次に掲げるとおりである。

### ① ディー・エヌ・エー

平成19年からミニメールの内容確認を開始するとともに、18歳未満の利用者については3歳以上年齢の離れた利用者とのミニメールができないよう制限を設けた。また、平成23年には携帯電話事業者が保有する利用者の年齢情報を活用したゾーニングを導入した。ミニメールの内容確認については、システムによるキーワード審査に加え、目視による確認に注力し、自社スタッフによるサイトパトロールを常時行っている。

これらの対策により、平成20年中がピークであった被害児童数を大幅に減少させ、平成28年上半期中は被害がなかった。

### ② グリー

平成21年から18歳未満の利用者とのミニメールに制限を設けたほか、平成22年にはミニメールの内容確認を開始した。また、同年、携帯電話事業者が保有する利用者の年齢情報を活用したゾーニングを導入した。ミニメールの内容確認については、当初は投稿された書き込みから不適切な記載を除外する事後確認のみを行っていたが、平成23年からは、投稿が反映・受信される前に不適切な記載を除外する事前確認も行っている。

これらの対策により、平成22年中がピークであった被害児童数を大幅に減少させ、平成28年上半期中は1人となった。

### ③ LINE

平成24年から携帯電話事業者の保有する利用者の年齢情報を活用したゾーニングを導入し、18歳未満の利用者のIDを他の利用者から検索できないようにするとともに、18歳未満の利用者が他の利用者のIDを検索できないようにした。このIDの検索機能の制限については、18歳未満の利用者に加え、年齢認証を行わない利用者にも適用されることとなっている。

この対策により、平成 25 年がピークであった I D 交換掲示板から L I N E に移行して被害に遭う児童数の増加に歯止めをかけた。

また、上記 3 社では、児童やその保護者、学校関係者等に対する講演や各種メディアを通じて情報モラルの重要性を訴えるなどして、サービス利用者のインターネットリテラシーを向上させ、児童被害を防止するための教育・広報啓発活動を積極的に展開している。近年、講演回数を増やすなど活動を活発化させており、コミュニティサイトに起因する児童被害防止に貢献している。

### 3. サイバー防犯ボランティアによる取組

全国でサイバー防犯ボランティアとして活動している者は、平成 24 年以降一貫して増加しており、平成 27 年末時点で 224 団体、9,406 名が確認されている。活動母体別では、学生ボランティアが最も多く、若い世代を中心に活動が広がってきている。サイバー防犯ボランティアの主な活動内容としては、犯罪被害防止のための教育・広報啓発活動、サイバーパトロールによるサイバー空間の浄化活動が挙げられる。

大学生を中心とするサイバー防犯ボランティアの中には、コミュニティサイトに起因する児童被害防止を目的とし、警察とも連携して、児童等に対する教育・広報啓発活動のほか、不適切な書き込みのコミュニティサイト事業者への通報活動を実施している例も見られる。

警察では、サイバー防犯ボランティアを育成するため、研修会の開催等の支援を行っている。

図 4 サイバー防犯ボランティアの団体数・構成員数の推移  
(平成 24 年～27 年、警察庁)

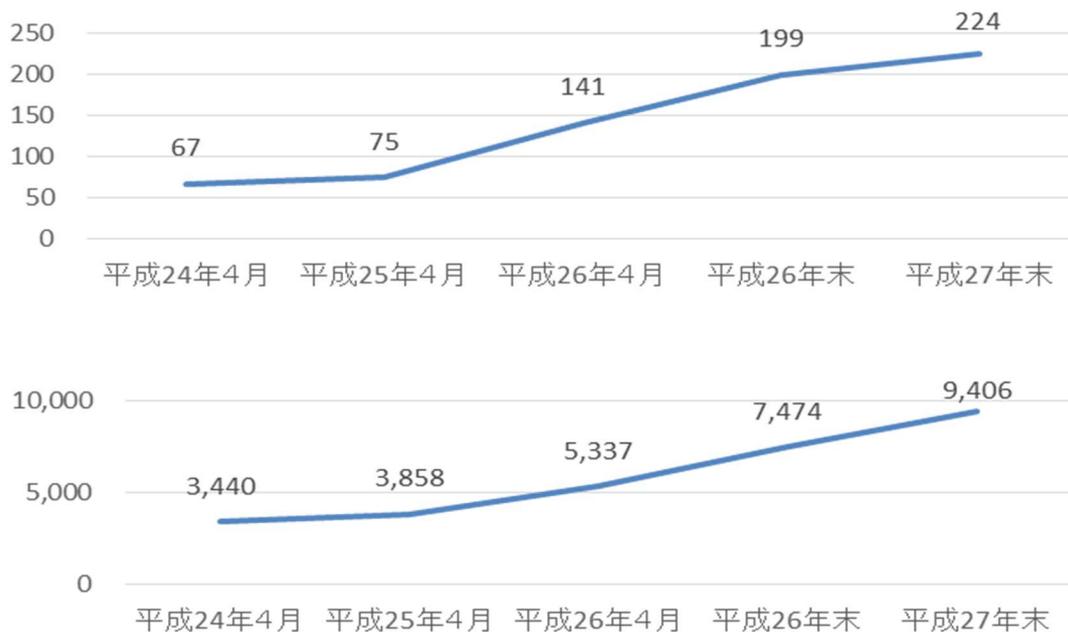
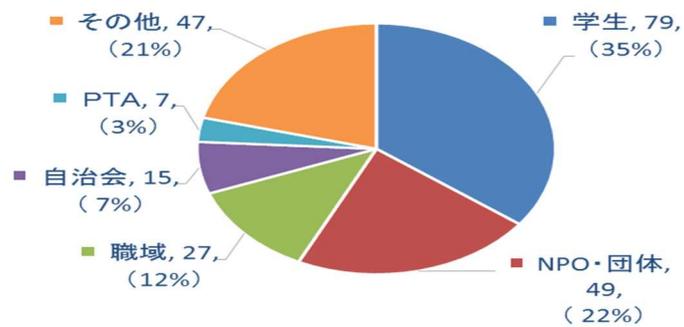


図5 サイバー防犯ボランティアの団体ごとの活動母体別の割合  
(平成27年、警察庁)



### 第3章 児童被害防止のための課題

#### 1. 官民連携の推進

コミュニティサイトに起因する児童被害の防止に向けた対策に携わるべき者は、携帯電話事業者を始め、フィルタリング事業者、第三者審査機関等、多岐にわたっていることから、警察、コミュニティサイト事業者を始めとする官民双方の関係者が幅広く連携し、それぞれのコミュニティサイト事業者が問題意識を持って主体的に被害防止対策を推進し、それにより、児童を守るという社会的な気運を生み出していくことが重要である。

また、コミュニティサイトに起因する児童被害防止対策にサイバー防犯ボランティアを活用していくに当たっては、警察のほか、コミュニティサイト事業者を始めとする関係事業者とサイバー防犯ボランティアとの連携をも強化していくことが必要である。

#### 2. コミュニティサイト事業者間連携の推進

##### (1) 児童被害防止対策への取組に関する事業者間格差

ディー・エヌ・エー、グリー等、事業者が児童被害防止対策に主体的・積極的に取り組んだ結果、著しく被害児童数が減少したサイトがある一方で、事業者による児童被害防止対策への取組が不十分で、その結果、被害児童数が増加しているサイトが依然として存在しており、全体の被害児童数は依然として増加傾向が続いている。

あるコミュニティサイトにおいて対策が講じられれば、対策が十分でないサイトで被害が発生する状況にある上、新しいサイトが次々と登場するため、コミュニティサイト業界全体としてどのように児童被害防止対策に取り組んでいくかが課題である。

##### (2) サービスの態様に応じた対策の在り方

ディー・エヌ・エー、グリーの例を見れば、投稿内容の確認が有効な児童被害防止対策の一つであると認められるが、投稿内容の確認を行うためには、目視による確認を行うための人的・物的体制やルールづくりが必要となる。

また、クローズドなコミュニケーションツールを提供する事業者において、メッセージ中の不適切な書き込みの有無の確認は行わないということであれば、他の効果的な代替策が必要である。そのような場合、LINEの例を見れば、携帯電話事業者が保有する利用者の年齢情報を活用したゾーニングの導入が有効であると認められるが、ゾーニングを行うためには、サービスの内容やサービス利用者の年齢層等に応じた適切な年齢設定が必要となる。

それぞれのコミュニティサイト事業者が、投稿内容の確認やゾーニング等の児童被害防止対策を、自社が提供するサービスの態様にふさわしい形で取り入れられるようにすることが課題である。

## 第4章 今後の方向性

### 1. 事業者間連携体制の確立

#### (1) コミュニティサイト事業者による主体的な取組の推進

##### ア 協議会設立の必要性

コミュニティサイトに起因する児童被害を防止するために最も重要なことは、児童被害の温床となっている全てのコミュニティサイト事業者が、コミュニティサイト上に児童に有害な影響を与える不適切な書き込みが氾濫し、現に児童が犯罪に巻き込まれるケースが多発している危機的な状況にあることを等しく認識し、積極的に対策に取り組んでいくことが喫緊の課題であることを等しく理解することである。そして、それぞれのコミュニティサイト事業者が主体的に対策に取り組むことができる環境を整えるという観点から、コミュニティサイト事業者による協議会（以下単に「協議会」という。）が設立されることが望まれる。

##### イ 協議会の役割

投稿内容の確認、ゾーニング等の児童被害の防止に有効であると認められる対策を講じるために必要な体制・設備等に係るノウハウ、対策の成功事例について、必要に応じてガイドラインを作成するなどして協議会の場で共有することにより、それぞれのコミュニティサイト事業者が、児童被害防止対策の必要性について共通の理解を深めるとともに、提供しているサービスの態様に応じた対策に取り組みやすくなると考えられる。

その際、既存の対策にとどまらず、AIを活用した投稿内容の確認等の新たな技術を活用したより能率的な被害防止対策や海外での先進的な取組・法制度についても協議会の場で検討・共有されることが期待される。

次世代を担う児童を守るためには、児童が犯罪被害に遭ってから事後的に対策を講じるのでは遅く、児童が犯罪に巻き込まれないよう事前に対策を講じておく必要がある。一方で、コミュニティサイト業界は、事業者間の競争が激しく、次々に新しいサイトが登場し、被害が多発しているサイトの傾向も目まぐるしく変化してきている。今後も新たな事業者、サービスが次々に参入してくることが予想されるが、協議会の場において被害防止対策の必要性及び具体的な対策のノウハウを共有しておくことは、それら新規参入者に対して、予め児童被害防止対策の必要性を理解させ、提供するサービスの態様に応じた対策を講じておくよう促すことにもつながると考えられる。

加えて、スマートフォンを持つ児童の低年齢化の進展等を背景に、コミュニティサイトの利用者が増加し、それに伴ってコミュニティサ

イトに起因する児童被害がさらに拡大していくおそれがあることから、児童やその保護者、学校関係者等に対して、スマートフォンやコミュニティサイトのリスクと適切な使い方を伝え、インターネットリテラシーの向上を図る教育・広報啓発活動を推進していくことが重要である。現状でも、大手のコミュニティサイト事業者では、そうした教育・広報啓発活動を活発に実施しているところ、そのノウハウについても協議会の場で共有を進め、必要に応じてカリキュラムを作成することも考えられる。

## ウ 警察との連携

警察としても、協議会に参画し、コミュニティサイトに起因する児童被害の概況、被害が多発しているサイトの種別、具体的検挙事例等に関する情報を可能な限り協議会に提供するなどして、特に被害が多発しているコミュニティサイト事業者を中心に、被害防止対策を実施するよう継続的に働き掛けていくことが望ましい。

特に、海外に本拠を置く事業者が運営するコミュニティサイトが我が国で広く普及し、当該サイトで被害が多発していることが大きな課題になっているが、海外に本拠を置く事業者の場合、我が国における被害の現状、問題点が十分に認識されていないのではないかと考えられる。例えば、我が国でも多く利用されているSNSを運営する事業者の本拠がある米国では、法制度上、13歳未満の児童がSNSを利用するためのIDを取得するには親の同意が必要であるとされており、我が国における事業者や事業者間連携による自主的な対策の必要性や役割の大きさが理解されにくい可能性がある。海外に本拠を置く事業者が運営するコミュニティサイトにおいては、十分な被害防止対策が講じられていない実態があることから、警察と協議会が連携し、日本法人のみならず海外の本拠に対しても、国により児童保護についての考え方や制度が異なり得ることに留意しつつ、被害防止対策の必要性を訴えていくことを検討すべきである。

## エ その他関係者との連携

コミュニティサイトに起因する児童被害の防止に向けた対策に携わるべき関係者は、次項に掲げる携帯電話事業者を始め、フィルタリング事業者、第三者審査機関等、多岐にわたっており、協議会の場を通じて、これら関係者との連携を強化していくことが考えられる。

フィルタリングの普及については、「コミュニティサイトの利用に起因する犯罪から子どもを守るための緊急対策」等において、児童被害防止対策の柱の一つとして位置づけられてきたが、スマートフォンやアプリの普及等によるフィルタリングの複層化、フィルタリングをかけることにより利用できなくなるサイトの利用を望む児童の意向、

フィルタリングの仕組みや必要性についての保護者の理解不足等が、普及を進めるに当たっての課題となっているところである。平成28年上半期中の被害児童について言えば、その約9割がフィルタリングを利用していなかった。フィルタリングが児童被害防止対策として有効に機能するよう、警察としても具体的検挙事例等の情報を可能な限り提供することで、協議会の場でフィルタリングの在り方についての議論が進むとともに、第三者審査機関や携帯電話事業者においてその議論を踏まえた取組が推進されることが期待される。

## (2) 携帯電話事業者が保有する利用者の年齢情報等の活用

悪意を持って児童に接触しようとする大人をブロックするために、携帯電話事業者が保有する利用者の年齢情報を活用したゾーニングを行うことは、投稿内容の確認と並んで、又はそれに代わるものとして、児童被害防止に有効な対策であると認められるが、導入に当たってのコスト等が支障となり、十分に活用されていない状況にある。そこで、コミュニティサイト事業者が協議会の場を通じて携帯電話事業者と連携を深め、利用者の年齢情報を取り扱うに当たっての留意点を共有するとともに、より少ない費用で年齢情報を利用できる仕組みが構築されることが望ましい。

特に、利用者の多い事業者、被害が多発している事業者には、児童被害防止のために携帯電話事業者が保有する利用者の年齢情報を積極的に活用することが期待される。

また、携帯電話事業者側においても、利用者が児童であるか否かを契約時に適切に確認するための取組が進められるとともに、利用者の年齢情報を提供する仕組みについて事業者間で統一を図るなどして、コミュニティサイト事業者がより簡便に当該情報を活用できるよう検討が進められることが望ましい。

上述した事業者間連携体制が確立されることにより、協議会に参画するコミュニティサイト事業者が運営するサイトに関しては、児童被害防止のための取組が推進され、相当程度の改善効果が期待できるが、これら以外の事業者の運営するサイトも存在することから、2. 以下で述べる措置も重要であると考えられる。

## 2. サイバー防犯ボランティアの活性化

### 警察や事業者と連携した教育・広報啓発活動の推進

サイバー防犯ボランティアの3分の1以上を占める大学生等の学生ボランティアは、年齢的にもコミュニティサイトを利用する児童に近く、また、コミュニティサイトの使い方にも精通していることから、児童への教育効果の面で大きな成果を上げることが期待できる。

現状でも、スマートフォンの使い方やフィルタリングの重要性等について、自主的に資料を作成したり、警察と連携したりして、積極的に教育・広報啓発活動を行っているサイバー防犯ボランティア団体もあるが、児童によるインターネット利用の問題に見識の深い教員を擁する大学等、一部地域での活動にとどまっている。

今後、こうした草の根の活動を広く展開し、コミュニティサイトに起因する児童被害防止に係る社会的気運の醸成を図っていくことが望ましい。そのためには、既に活発に活動している団体等が中心となり、他団体との連携を図るなどにより活動を拡大させるとともに、大学生のみならず、例えば児童の保護者層にもボランティア活動を行ってもらうよう促すなどして、コミュニティサイトに起因する児童被害防止対策に取り組むサイバー防犯ボランティアの団体・構成員を増やしていくことが必要である。

また、同様にスマートフォンやコミュニティサイトに関する教育・広報啓発活動を展開しているコミュニティサイト事業者や携帯電話事業者との連携を進め、当該活動に有用な情報、資料及び資機材を提供してもらうことにより、サイバー防犯ボランティアが一層効率的・効果的に活動を実施できるようになると考えられる。

警察としても、コミュニティサイトに起因する児童被害の概況、被害が多発しているサイトの種別、具体的検挙事例等に関する情報を可能な限りサイバー防犯ボランティアに提供し、また、教育・広報啓発用資料の作成に当たって助言を行うなどすることにより、サイバー防犯ボランティアによる児童被害の現状や対策の必要性等に係る理解の促進、教育・広報啓発活動の充実を図ることが必要である。

### 3. 不適切な書き込みを行う者に対する対策の推進

#### (1) サイバー防犯ボランティアを活用した事業者への通報の推進

サイバー防犯ボランティアの多くが行っているサイバーパトロールを活用し、援助交際の誘引・要求等の不適切な書き込みについてコミュニティサイト事業者への通報を推進することにより、特に被害が多発しているサイト内の浄化を図ることが期待できる。

前述のとおり、大学生を中心とするサイバー防犯ボランティアにおいて既にこうした通報活動を実施している例もあるが、これを全国に拡大していくことが望まれる。警察庁では、「サイバー防犯ボランティア活動のためのマニュアル（モデル）」を作成しているが、サイバー防犯ボランティアの具体的な活動方法の一つとして、コミュニティサイト事業者への通報を盛り込むための改定を行う必要がある。

さらに、警察においては、福祉犯の検挙や補導を一層推進していくとともに、インターネット・ホットラインセンターとも連携するなどして、サイバー防犯ボランティアに対してサイバーパトロールの際の着眼点・留意点を教示するなどの支援を行う必要がある。また、サイバー防犯ボ

ランティアがサイバーパトロールにより不適切な書き込みを繰り返す者等を発見した場合には、警察において提供を受けた情報を検挙・補導等の活動に反映させることにより、不適切な書き込みを行う者の排除を推進していく必要がある。

## (2) コミュニティサイト事業者によるサイト内環境の浄化の推進

一部のコミュニティサイト事業者では、既に不適切な書き込みの削除を積極的に行っているが、この取組を他の事業者にも拡大することにより、不適切な書き込みを容易に行える場をなくしていくことが必要である。

それぞれのコミュニティサイト事業者は、サイト内の浄化活動が児童被害の防止につながり得ることを認識し、通報を受けた際には適切に削除を推進するとともに、通報フォームを工夫するなどして、サイバー防犯ボランティアを始め一般の利用者が不適切な書き込みについて通報しやすい環境づくりを進めていくことが望ましい。

また、コミュニティサイト事業者の積極的な取組姿勢を示すとともにサイバー防犯ボランティアの通報活動への動機づけのために、可能であれば個々の通報の処理結果について照会ができる仕組みを構築し、それが困難な場合であっても、通報件数全体の処理結果が公表されることが望ましい。

## おわりに

コミュニティサイトに起因する児童被害の防止のために、これまでも官民共に様々な取組が行われ、一部のサイトでは被害児童数が大幅に減少するなど一定の成果も見られるところである。しかしながら、多数の事業者が様々なサービスを提供している中で、事業者による児童被害防止対策への取組が不十分なサイトが悪用されることによって、依然として多くの児童が犯罪に巻き込まれている状況にある。

我が国の次世代を担う児童を守るためには、海外に本拠を置く事業者を含め、官民双方の多岐にわたる関係者が、それぞれ主体的に対策を強化していくとともに、より一層連携を推進していくことが求められている。

## 平成 28 年度総合セキュリティ対策会議委員名簿

相川 真太郎	グリー（株） 執行役員CEO Office 本部長
伊藤 浩之	Twitter Japan（株） 公共政策部 アソシエイト
上沼 紫野	弁護士
江口 清貴	LINE（株） 公共政策室 室長
片山 建	日本マイクロソフト（株） 政策渉外・法務本部 政策企画本部 次長
桑子 博行	違法情報等対応連絡会 主査
佐藤 晴樹	（一社）ICT-ISA C 事務局長
竹内 和雄	兵庫県立大学 環境人間学部 准教授
堤 豊	学校法人熊本学園 理事 熊本学園大学 商学部 教授
西 雅彦	（株）ディー・エヌ・エー システム本部 カスタマーサービス部 部長
原田 由佳	（株）NTTドコモ スマートライフビジネス本部 プラットフォームビジネス推進部 次長
藤川 由彦	（一社）モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 事務局長
藤原 静雄	中央大学大学院 法務研究科 教授
別所 直哉	ヤフー（株） 執行役員
星 周一郎	首都大学東京 都市教養学部法学系 教授
前田 雅英	日本大学大学院 法務研究科 教授

計 16 人（敬称略・50音順）

【オブザーバー】 内閣府、総務省、法務省、経済産業省、文部科学省

## 平成 28 年度総合セキュリティ対策会議の開催状況

第 1 回会議 平成 28 年 12 月 14 日(水)

第 2 回会議 平成 29 年 1 月 26 日(木)

第 3 回会議 平成 29 年 2 月 17 日(金)

第 4 回会議 平成 29 年 3 月 13 日(月)